

# 後継年金受取人の指定・変更のご案内

**後継年金受取人**とは、年金支払開始日以後、年金受取人が万一お亡くなりになった場合に、引続き年金をお受取りいただく方のことをいいます。

❗ **死亡給付金受取人**の権利は年金支払開始時に消滅いたします。



残したい方に確実に年金を引き継ぐため、後継年金受取人のご指定をお勧めします

- ✓ 後継年金受取人は、年金受取人の3親等以内の親族および配偶者から1名をご指定いただけます。
- ✓ あらかじめご指定いただくことにより、年金受取人が万一お亡くなりになった場合に、後継年金受取人1名のみのご請求でお手続きを行うことができます。

現在のご指定内容は、年金証書裏面の**ご契約内容【後継年金受取人】**からご確認いただけます。



後継年金受取人のご指定がない場合、お手続きが煩雑になります

ご指定されないまま年金受取人が万一お亡くなりになった場合は、約款に定められた次の順位で後継年金受取人とみなされます。

1位：被保険者 2位：被保険者の配偶者 3位：年金受取人の法定相続人

また、お手続きに追加書類が必要となります。

## 追加書類の例

- ・年金受取人との続柄を確認するための公的書類
- ・法定相続人を確認するため、年金受取人の出生から死亡までの連続した戸籍謄(抄)本
- ・法定相続人が複数名いる場合、全員の署名による請求書

※ ご契約内容やお手続きの種類により、上記以外に必要な書類や省略可能な書類がございます。

後継年金受取人の指定・変更は書類でのお手続きとなります。

ご希望の場合は年金受取人ご本人さまから弊社カスタマーサービスセンターへご連絡ください。

お問合せ先

## イオン・アリアンツ生命保険

カスタマーサービスセンター (325) 0120-945-863

受付時間：月曜～金曜 9:00～17:00(祝日、年末年始を除く)